

令和 5 年 2 月 9 日 開会

議会運営委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 5 年 2 月 9 日（木）

午後 2 時 0 0 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

1 開 会

2 協議事件

(1) 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例  
の制定について

(2) その他

3 閉 会

~~~~~

出 席 委 員（ 5 名 ）

委員長	今 城 雅 子	副委員長	米 本 隆 記
委 員	奥 岩 浩 基	委 員	森 岡 俊 夫
委 員	山 本 芳 昭		

~~~~~

## 欠 席 委 員（ 0 名 ）

~~~~~

議 会 担 当 職 員

書 記 長	近 藤 隆	書 記	板 井 寛 典
-------	-------	-----	---------

～～～～～～～～

1 開 会

(午後2時00分 開会)

○**今城委員長** それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日は、閉会中にも関わりませず、お忙しい中、お集まりいただきまして大変にありがとうございます。本日は、稲田議長、荒井副議長が公務や御都合によって欠席をされておられますので、議会運営委員会の委員のみで協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～

2 協議事件

○**今城委員長** 早速でございますが、日程2、協議事件に入りたいと思います。

(1) 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、1月30日の議会臨時会の議案送付と同時に条例の素案を送付させていただき、臨時会の議会運営委員会のときに概要の説明を受けました。

本日は、議員の皆様からの御意見、御質問の内容、また、さらに変更を要する部分もあったというように当局から聞いていますので、そのあたりを含めまして担当からの説明を受けたいと思います。近藤書記長。

○**近藤書記長** それでは、説明させていただきます。本日お配りしております資料が3種類でございます。まず、資料1-1、組合議会の個人情報の保護に関する条例(素案)に対する意見等一覧、これは議員の皆様方からいただいた意見を取りまとめた資料となっております。次の資料1-2、組合議会個人情報の保護に関する条例(素案)修正箇所比較表でございます。これは1月30日の議会運営委員会でお配りした条例(素案)の一部をその後修正となっておりますので、修正となった箇所の修正前後の比較表となっております。それから資料1-3、個人情報の保護に関する条例比較表でございますが、同じような資料を1月30日にもお送りしているんですが、これは組合議会の条例(素案)を修正後の形に直したものを改めて作り直したものでございます。以上、3種類でございますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、資料1-1の説明をさせていただきます。条例(素案)

に対する意見等一覧でございます。表の左から、意見を出された議員名、それから関係条文、意見、回答という順に記載をしております。まず、一番上からでございます。御意見をいただきましたのは米本議員でございます。内容といたしましては、第9条第1項関係でございます、関係条文でございますが、これは資料1－3のほうでは6ページに關係条文が載っております。素案では、第9条の冒頭が「議会は」で始まっておりますが、全国議長会の条例（例）では「議長は」で始まっております。いただいた御意見といたしましては、条例（例）のとおり「議長は」のままでいいのではないかという御意見でございました。回答といたしましては、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な処置を講じる主体としては、機関としての「議会」が行うべきと考え「議会」に変更いたしました、という回答でございます。1つ目は以上でございます。よろしく申し上げます。

○今城委員長 申し訳ありません、先に進め方を御確認させていただかないけんかったのです。すみません、私がうっかりしておりました。条例そのものの内容についての疑念がありの御意見くださったのが、米本議員さんの第9条の1、第17条の2というところの条文そのものというところでしたので、そこの2点については1つずつ皆さんとお諮りいたしまして、ここでいう今説明いただきました9条のところではですね、「議会」という条文の主体になるのか、それとも、そのまま全国議長会の例文のまま「議長を」という形にするのかということをお諮りをさせていただいて、今日皆さんの合意を得たいというふうに思っています。ですので、条文についての問題となっていますその表の上の2段の表に関しては、1つずつ1回お諮りさせていただきたいというふうに思っています。森岡議員さんからいただきましたものっていうのが、その他の条文直接っていうことに今後なってくるかもしれないんですけども、条文そのものというよりも、その扱いをどうするのかというところの御質問であったり御意見であったりというふうに感じるところがございましたので、そこは上の2つが終わりました後に、森岡委員さんからもまた御説明などを受けまして、みんなで協議をしていくというのがいいかなと思っています。で、米本委員さんから、今事務局のほうで、条文に対する御意見、それから事務局としての回答というところを発表させていただいたわけですけども、何かそれとは別に付け加えたいとか、御意見などがございましたら先に伺っておきたいと思っています。米本委員さん。

○米本委員 いいですか。なら第9条のところで言わせてもらいますと、実はこれも一緒にもらいましたけど、これの6ページの下のほうなんで

すけど。その一番下のほうに出てきとるんですけど。30日にももらったやつです。これの6ページが一番下になるんですけど、機関として負うべき義務元は議会となっていますよね。で、個人情報保護に関するかかる開示や訂正など具体的手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体は議長というふうになっていますよね。それで、この9条の後のほうを読んでもみると、「漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」を講じないといけんということは、これは機関としての義務じゃなくて、やっぱりこれは、この手続的な処分とその権限を行使するということにならへんかなということで、やっぱり「議長」でいいじゃないかなっていう考えを持ったんですけど。それでその辺のところがあって指摘をさせてもらったところです。どっちでもいいと言われればいいと思うんですけど、そこのところを読んだときに、どうかなっていうのがあって、ちょっと。

○今城委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。日南町でも個人情報保護条例のことで案をいただいておりますね、うちの案も「議長は」っていうふうになっています。今の町の案はですね。ですから公の機関で、この組織は「議会」であったり、この組織は「議長」っていうのはあまりよろしくないと思うので、統一された見解をいただきたいなと思います。私も米本委員のおっしゃるとおりじゃないかというふうには思いますが。

○今城委員長 はい、承知いたしました。えーとですね、私が答えていかどうか分からないですけど、米子市について。あと境港市は委員さんがいらっしゃいますので。森岡委員。

○森岡委員 いや、ここの部分は恐らく「議長は」になっていると思いますよ。

○今城委員長 「議長は」になっているということですね。

○森岡委員 市議会議長会のほうからは「議長は」っていう形では来ているんですが、いやいや、これは事務局サイドで「議会は」っていうふうになっているんで、これを議会に特別、格段これにしなきゃいけないっていう理由があればね、「議会」でもいいとは思うんですよ。

○今城委員長 はい、米本委員さん。

○米本委員 私もちっとその辺が分からなかったけん、うちの事務局長に聞いてみたんですよ。そしたら、それを運営するのは議長でも、議会としても、とにかく議長の下にある事務局だからってことは言われたんですけど。ただ、明記する場合だったら、でもはっきりさせたほうがいいんじゃないですか、っていうようなことをちょっともらったんですけど。

○今城委員長 はい、分かりました。一応米子市の例によりますと、これは「議会」に直しているんです。はい。米子市でつくっているものは、「議会」というふうにしております。ていうのが、私が正確にお答えできるかどうかちょっと微妙なところで。何か事務局からのがあればですけども。これまで米子市でやってきました議論の中でいいますと、基本的にこの個人情報の保護の範囲というくくり、これこの後、森岡委員さんの御質問のところにも少し関連してくると思うんですけども、その範囲というものが議員個人の得たものではなくて、議会が持っている情報というところになってくる。そこを、言ってみれば議会事務局ですか、議会という、そういう合議体といいますかね、が保有している個人における情報という取扱いの考え方を持っているという趣旨で、「議長」ではなくて「議会」というふうに米子市のほうではさせてもらいましたというような趣旨の説明を受けました。そうしたら、ここについてのところっていうのがもう少し詳しく事務局のほうで、これまで米子市ともすり合わせをし、また当局ともすり合わせをした中で、いかがでしょうか。何かございますか。森岡委員。

○森岡委員 ごめんなさい、ちょっと私勘違い。境港市は「議会は」に直してある。

○今城委員長 「議会」に直してあるということですね。はい。じゃあ境港市さんも「議会は」っていうことになっているということですね。町村が全て今いらっしゃらないので、全部を確認することがちょっと難しいかもしれないとは思いますが。米本委員。

○米本委員 まあ、どちらでも意味は変わらないと思うんですけど、ただ文面としてどうかなっていうことで言わせてもらったものであります。

○今城委員長 文面としてどうかっていうことですね。はい。米本委員。

○米本委員 できれば統一したほうがいいと思うんですけどね、この時期に。どうなんですかね。

○今城委員長 山本委員。

○山本委員 まあ、2つの市が「議会」というふうにしとるなら、持ち帰って日南町でも「議会は」に替えるべきじゃないかということをお願いしたいと思うんですけど。

○米本委員 そうすると、西部の議長会でもその辺のところを検討せにゃいけんね。

○山本委員 そうですよ。はい。

○今城委員長 という。まあでも基本的にはそれぞれの議会さんは、それぞれの議会でも検討をしてくださるんで。米子市でつくって、そこが…。

○山本委員 でも、この法律の解釈がこの議会で違うって話には。

○今城委員長 というのはちょっと確かにそうなんですけど。となると、西部広域の議会としてどうするかっていうところの判断になってくるとは思うんですけども。様々な運用の仕方等も含めての議会則などなどは、基本は米子市を踏襲しながら、本議会に対して、または本組合に対して必要な部分を当局もきちっとそこを入れ込みながらやるっていう基本の考え方というところがあります。ということを踏まえて、これまでの、昨年ずっと皆さんにお世話になってきました会議規則もそのような形で改正をさせていただいてきたという経緯を考えますと、米子市、境港市さんも「議会」というふうにしてくださっているということを今おっしゃってくださったとなると、このところっていうのは、もしかすると17条の2のところもそういうあれなんか分からないですけど、そこはいいとして、9条のところっていうのに関しては「議会」ということでさせていただくということで皆さんがいいよということでしたら、その形でさせていただければと思いますけど、皆さんの御意見で。米本委員。

○米本委員 市議会のほうでそういうふうに言うておられましたらね、それで。

○今城委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 これは私の、別に米子市でとかじゃなしに私の個人的な感覚なんですけど、同じ資料1-3の3ページのところに第4条があるのですが、「この条例において「保有個人情報」とは、」云々かんぬんってあって、真ん中辺りに、「議会が保有しているものをいう」というふうに締めてきてありますので、個人的には、この関連する情報のところは議会が持っているものっていうふうな扱いをされて、で、その分を今お話のありました9条のところでは、じゃあ情報をどういうふうに扱うのかっていうところが定めてありまして。で、じゃあ実際何かが起きたときに、漏えい等があったときにはどういった対応をしますかっていう場合は、案のほうでは責任者といいますか、議会だったら「議長は」っていうふうに書いてあるんじゃないのかなと思いますながら読んでたんですけど。まあ、皆さんおっしゃるとおり、どちらでも意味としては通ってしまいますので。ただ、混乱しないように統一は必要かなとは思いますが。

○今城委員長 はい。そうですね。米本委員。

○米本委員 また西部の議長会でも協議をしたいと思いますし、今度17日には県の議長会がありますよね。そこでもまたちょっと相談をしてみたいと思います。ありがとうございました。

○今城委員長 承知いたしました。そうしましたら、この御提案いただ

きました関係条文の9条のところに關しては、今日どのような扱いにさせていただきますでしょうか。関係する議長会のところでの御検討をいただいたものを持って次回に臨むということなのか、今日の時点で結論をつくるということになるのか。これはスケジュール感にもよるんですけども。 はい、米本委員。

○米本委員 これちょっと近藤書記長に聞きたいんだけど、前回のときにこれ確か議員全員に配って、意見があればくださいっていう話をされたじゃないですか。

○近藤書記長 はい。

○米本委員 そうですよ。意見はなかったということは、ほかの議員の皆さんもそれは納得されたということでもいいと思うんですよ。ただ異論があったっていうのはちょっと私言わせてもらっただけで。ちょっとここで話してもらったものですから、それはもう進めていいと思うんですけど、どうですか皆さん方は。

○今城委員長 はい、森岡委員。

○森岡委員 西部広域については、全ての条例に対して米子市の条例が基礎となっていますね。ですから、それに準拠するような形で文言とか言葉とかは使われたほうが、私はいいと思いますけど。特段にそれがね、解釈が曲がるようなことであつたら駄目だけど、やっぱり米子市に合わせるような形が一番望ましいのかなというふうに思います。

○今城委員長 承知しました。そうしましたら、この第9条の文面というか条文の扱いに対しては、「議会は」という形で、このまま原案のとおりということでお諮りしてよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 ありがとうございます。それでは次のところですね。個人情報取扱事務の届出のところで、説明をやってもらいましょうか。近藤さんから先にいきますか。近藤書記長。

○近藤書記長 それでは、次の段でございます。こちら米本議員からいただいた御意見でございます。第17条の2関係になります。資料1－3では15ページにこの条文が載っております。第17条の2を読み上げますと、「議会は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を議長に届け出なければならない」という文でございます。御意見といたしましては、議会の代表は議長であるので、この文章だと、議長が議長に届け出るというような解釈にもなって、ちょっと表現的におかしいのではないかとございまして。それで回答でございますが、資料1－3の15ページの右の欄にも記載をしておりますけれども、この第17条の2の規定は、現行の西部

広域行政管理組合個人情報保護条例の規定を引き続き採用したものでございます。それで、現行の条文ですと、この文章が「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の事項を管理者に届け出なければならない」という文章でした。その文章の「実施機関」を、このたび「議会」に替えて、「管理者」を「議長」に替えた文章になっております。これは機関としての議会が議長に届け出るということを規定したものということでございます。それからまた、このたび執行機関側が定める条例にも同様の規定もございますので、執行機関側とそごがないようにしたいとも考えております。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今城委員長 じゃあ、米本委員さんからは。

○米本委員 実は西部広域行政管理組合の今ある個人情報保護条例ですけど、これ13年3月15日のやつですけど。これのね、2条のところで、実施機関としては、まず管理者、監査委員、それから消防局長、で議会ということで、管理監督っていうのが、ほかに議会という別なものも入っているんですよ。機関、それと監査という。だけど、ここでは議会という一つの組織ですよ。この一つの組織が一つの組織の長に言うこと自体がちょっとおかしいんじゃないかなっていうふうにちょっと感じたもので。ただ、これを規定するっていうことは、多分事務局がこういうふうにしたのを議長に届けていることになってくるんですけど、でも議長の下に事務局があって、同じ事務局がね、議長に届けるのはどうかなって思ったんで、ちょっと指摘させてもらったんですけど。

○今城委員長 ちょっと、皆様の御意見がもしございましたら。そこも何か微妙なところでして。実はちょっと後からまた事務局からも申し上げる段になるかなとは思っているところなんですけれども、この17条の2というところっていうのが、先ほど近藤書記長からもお話がございましたとおり、これまで米子市また西部広域行政管理組合で現行扱ってきております個人情報保護条例というものを残すという、その内容を残すというところもベースにして、必要なところは残した上で、全国の議長会から頂きました条例（例）と、そごがないようにということとずつつくり上げてきたという経緯が、どこの議会もそうだと思うんですけど、あります。そういう中で、この個人情報のこの17条の2というところっていうのが、実は全国の議長会の条例（例）にはない部分でございます。ないんですけれども、これまでの西部広域行政管理組合の個人情報保護条例のところにはあったところなので、ここも17条の2として必要であるということを前提に、ここを残して、ここに入れている。で、しかも、それまでの条文では、実施機関というところで、管理者に。

言ってみれば管理者にっていうことは、現状では伊木市長に、米子市長に届け出るんだっていうような扱いになっているものを、議会が市長に届け出るというのは、何となくそれはよっぽどおかしいへん、というところもあって「議長」というところに、そこを読み替えて、議会であるならば「議長」でしようというところで読み替えたというような経緯があるというふうに思っています。そういう意味におきましては、この議長という、まあ議長が議長に届け出るという、議会が議長に届け出るというその執行機関としての議会が、議長、統括責任者である議長に届け出るということを現状でいうと、ちょっと全くとんちんかんな話ではないとは思っているところではあるんですけど、そもそも論として、この17条の2というのが、これまで当組合にはあったものを踏襲しようとするものが本当に必要なのかどうなのかっていうところを、もう少し当局ともすり合わせをしないといけないのではないかという問題も実はちょっと浮上しつつあるところのようです。ということを踏まえて、ちょっとこの17条の2というところっていうのを、実は皆様に少し御相談しなければならいかなと思うところでして。条文の在り方としての、執行機関としての議会が議長に届け出るということであるという規定というか考え方においてここがあるわけですがけれども。そもそもとして、これが要るのかどうなのかっていうことは議会だけが決められることなくって、同じように執行部側もこれを残しているものですから、個人情報保護という部分で。それが本当に必要なのかどうなのかっていうところを、最終的にもう少しこの数日の間に決裁しないといけないというようなことのようにです。そうしますと、この17条の2というものに対しての扱いというのが、どうするかっていうのは、実は今日のこの場で最終決定にならないこともあり得るということを皆さんに申し上げないといけないくて、申し訳ありませんっていう感じなんです。その場合、この17条の2が残るということを前提にして皆様のこの合意をまずは諮っておくのが必要かなあと。で、先ほどの例によりますと、米子市ではどうですかということになりますと、先ほど皆さんに合意いただいた、準拠するということになりますと、議会はということにしてある、しているということになっています。ということなので、この17条の2がこのまま条文に入ってくるということを前提にすると、先ほどのとおりになるかと、このままの議会は、機関としての議会が議長に届け出る。言ってみれば、先ほど米本委員さんがおっしゃってくださったように、執行する職員がどう扱い、どう届け出るかという考え方になってくるよという条文になるようです。何かそこら辺あたりで、もし御質問なり何なり。非常にすみません、分かりにくくて。森岡委員。

○森岡委員 これはね、恐らく条例の立てつけの問題だと思うんですよ。それで、この2が必要かどうかについては、これはちょっと専門家に確認したほうがいいと思うんですよ。何か天に向かって唾を吐いて、それを受け止めるような形になっちゃうんで。そこはもうね、事務方にお任せして、この立てつけがおかしいよとなれば、これは削られればいいことだし。いや、これでも法律に準拠していますと、全く問題ありませんよということになれば、これはこれで米子市と合わせて残すという形で対応するほうがいいかなと思います。なかなか我々の解釈ではこれは難しいと思いますよ。

○今城委員長 承知しました。ありがとうございます。そうしますと先ほどの例でまず、残す、残るということを前提にしますと、このまま議会という扱い、執行機関としての議会が議長にという扱いになるというふうに先ほどの例に倣うということになるんですが、それで皆様合意でよろしいでしょうか。まずは残るということを前提にという言い方を、何かこう、条文で話すのはどうなのかなと思うんですけど。米本委員。

○米本委員 まあ、先ほど森岡委員が言われましたように、ちょっと専門家の意見を聞くしか手がないと思う。ここでなかなか判断が下せません。

○今城委員長 そうですね。難しいですね。森岡委員。

○森岡委員 ですから変なものを作ってね、後から、何だお前たちはって言われるよりも、最初に専門家に確認しましょう。

○今城委員長 はい、承知しました。では、そのようにさせていただきたいと思います。では、条文そのものの内容については以上2点の、委員さん、そして全議員さんからの御質問や御意見に関してはここまですになると思いますので。これまでのところはよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 はい。じゃあ17条の2の扱いについては、きちっと確認をしていただくということです。その次に、森岡委員さんからの御質問が運用の仕方等についてのことで、一つずつ御説明いただいたほうがいいんじゃないかな。森岡委員。

○森岡委員 これ、条例ではファイルという言葉が使われていないですよ。個人情報の管理ですね、第3章。だけど通常は個人情報ファイルになるんですね、これ。第3章は。で、恐らく今どの市町村でも紙ベースの情報と、それから電子記録である情報と2つがあると思うんですね。世の中の流れからいうと、もうこれからは紙ベースはなくなるだろうと。だから規定はしなくても、電子ファイルなんだよっていう、ある意味皆さんが納得できるような形にはなると思うんですが、ただ、この個人情報

報ファイルの個人情報というそのものが、どういう形で管理するのかということ、条例ではなくてね、規程かもしくは規則、細則によってある程度明確にしておいたほうが私はいいと思っています。それと、その下もあるんですが、それをじゃあいつまで管理するのという点もですね、我々っていうのは議員という立場を辞めたり、ここから議員でなくなることがすぐ起きるじゃないですか。1年か2年たったらすぐ変わるわけですから。これが永久保存されるなら永久保存できちんと明確にしておかないと、1年しかいなかったのに、これがずっと20年、30年も保存されているよってということになると、ちょっと何となく違和感があるなというふうに思うんです。というのは、その規定の中にね、この規定をされるか分かりませんが、例えばDNAの塩基の配列だとか、そういったものまでを含めるよ、とするのか否かというような問題も出てくるし。細かな部分を言えばきりがありませんが、それでも少なくとも何によってファイルするのか、管理するのか、それから我々の情報についてはいつまで保有するのかっていうものを、何かしらの規程か規則かで規定しておいたほうがいいのかというふうに思います。恐らくほかの条例、市町村の条例は、これ制限がないんですよ。規定がないんですよ。個人情報はいつまで保存しなさいってことはなくてですね、何となくそこがちょっと私、明確にすべきところは明確にしといたほうがいいのかという感覚は持っています。3番目と4番目ですね。

○今城委員長 はい。最終のほうまでしといたほうがいいですか。まずこの3、4のところは関連なので、そこで一回答弁を求めてみましょうか。どちらがよろしいでしょうか。そうしていきましょうか。じゃあ、この2つのところで答弁を求めといてよろしいですか。はい、じゃあ近藤書記長。

○近藤書記長 それでは先ほどの点についてでございます。まず、森岡委員さんからいただきました、最初の、情報の管理方法についてでございますが、ここに回答のところに書いておりますとおり、電算処理ファイルもマニュアルファイル、これは紙ファイルのことですけれども、両方が存在しております。それで特に条例には規定はいたしませんけれども、今後も現状のとおり引き続き両方のファイルが存在していきます。というのが回答でございます。それから次、その下の、保有期間の件でございますが、回答に書いてありますとおり、まずは、この条例における議会の個人情報の対象は、当組合の議会担当の職員が取得し保有する個人情報でございます。各議員の皆様が職務上作成し、または取得した個人情報は対象外となっております。それで保存期間でございますけれども、この条例とは別に、組合文書取扱規程にそれぞれの保存期間が規

定してありますので、そちらの規定により管理をしていきたいと考えております。回答は以上でございます。

○今城委員長 今の回答について。森岡委員。

○森岡委員 はい。まあ上のほうは、先ほども言いましたけれども電子ファイル化されるっていうのが今後予想されますので。私ちょっと境港市の事務局にも同様の問いかけしたらですね、こういう答えです。「状況に応じて適切な形式で管理します」ということなので、恐らく紙ベースと電子ファイルと両方、双方があって、それがどんどん電子化されてくるので紙ベースはなくなりますよというような考え方であろうと思います。ですから、明確にその規則や規程の中でこれを規定することはありませんということですね。

○今城委員長 分かりました。

○森岡委員 それから下のもう一つのところも、先ほど近藤さんのほうからありましたけれども、少し情報のすみ分けをする必要があつてですね。議員が、我々がですね、職務上作成したり、または取得した個人情報、今回制定する境港市議会の個人情報の保護に関する条例で規定する保有個人情報から除外することにしていきますということ。それから議員の身分を離れて以降、議員活動等で知り得た個人情報の取扱いについては、今回の条例とは別に議論の対象になりますということは、先ほど近藤さんのほうからおっしゃっていただいた文書管理規程の中で決められた期間は保存すると、管理するというふうに答えをいただきましたので。はい、先ほどの答えでいいと思います。

○今城委員長 はい、承知いたしました。そうしますと、ちょっと分かりにくいところもありますので、確認の意味で。各議会もそうだと思いますが、この各議会でも定めます、また本組合議会でも定めます個人情報の保護に関する条例そのものっていうものの範囲、適用範囲のところに対して、議員が個人で受けている、また取得している個人情報。例えば市民や町民の皆さん、住民の皆さんの情報や要望や様々なことを全部含めてのものというのは、この議会の個人情報の保護に関するものには適用除外だという。議員の議員活動を阻害する恐れがあるというところも踏まえて、そこは国が定める個人情報保護法の自らの適用にはなるかもしれませんが、この今回定めるところの議会の個人情報の保護ところには適用除外だというところは各議会でも多分確認をされているところで。米子市でも確認していますし、一番最初のところで。そこは確認済みのところだと思っていますので、本組合議会としてもそこは適用除外であるということを、当然ここで確認はさせていただくことにしたいと思います。その上で、その保存期間についてということが文書取

扱規程というもので規定されているというところを、今後どのような形で文書化とか、確認をどうするかってことは、ちょっと今後検討せねばならないところではあるかもしれませんが。そもそもとして組合の文書取扱規程があるということです。ここについては、それぞれのこのものによってやりますというところは、確認をここでさせていただければというふうに思いますので。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 先ほど森岡委員さんがおっしゃってくださった、双方のファイルが存在しているので引き続き継続という考え方というのは、この時代では当然のことであろうと。今後はもしかすると紙ベースではなくて電子ベースがメインになってくるところを踏まえませんが、そこを完全に規定してしまうと、非常に今の場合は何かぎしぎしっとなっているところもあるということ踏まえて、どこかで規定しなければならない。規定したほうが、より運用のやり方がスムーズにできるというようなことが皆様からの御意見で今後あれば、そこら辺のあたりはまた検討ということで、ここでの話をしておいておくということによろしいですかね。必要であれば、そこら辺のことも今後検討が必要であればという含みといいますか。議会運営委員会での申し合わせというほどではないのですが、考え方を示すというところによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 そうしますと、最後の森岡委員さんからの御提案のところ。森岡委員。

○森岡委員 はい。先ほども言いましたけれども、細かな、例えば何年管理するんだとかいうようなことは規定しておいたほうがいいのかというふうには思ったのですが、それ以外で、恐らくこれ条例をつくった後に、いろんなところで改正点が随時出てくると思うんですよ。恐らくこれ全国の議員の方が細かく中身まで見てね、本当にこれが適正、妥当なものかということまでしっかりと吟味される方って恐らくほんの一握りの方だと思うし、これが運用されてくればくるほど改正点というのは随時出てくると思うので。そういった意味で、ちょっとうちの事務局のほうにも問合せをさせたんですね、全国市議会議長会のほうに。そうしたらいろいろと市議会のほうでも、施行後に改正の必要が生じた場合、随時検討を行うことは議長会でも考えていますという返事でしたので、これちょっと見切り発車だけでも、取りあえずスタートしてくださいということなんですよ。ですから我々が今中身を細かく見れば見るほど、恐らく、いや、これはいけんよ、これはどうなのというのがどんどん出てくるはずなんですよ。ですから、まあまあそれは置いて、本議会

でも随時そういった見直し点があればやりますと。議会運営委員会のほうでしっかりと議論してやっていきますよってということだけは、ほかの議員さんに分かってもらえばいいなというふうに思います。

○今城委員長 はい、分かりました。事務局からは。近藤書記長。

○近藤書記長 はい、ありがとうございます。そういたしますと、先ほど森岡委員さんからもありましたように、今後見直しが必要な点等ございましたら、また議会運営委員会のほうに御相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○今城委員長 ここで書いてあります条例施行規程などを参考に別途作成しますというところについての、その部分の件ですね。

○近藤書記長 あ、その件でございますか。はい、失礼しました。はい、ここに書いてありますとおり条例施行規程（例）も出ておりますし、あと執行部側とのそごがないようにということも注意しながら、これも3月中に作成する必要がございますので、今後事務を進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○今城委員長 規程そのものというのは、これ4月の1日施行ということに対してですが、条例のこの案というか、条例そのものは2月の議会で議会運営委員会から上程し、議決いただくということが必要になるんですが、その施行規程とかというものに関しては議長の決裁ということでスタートをすることができるという、各議会でもそのような、昨日も米子市でもそのような説明がございまして。ということになりますと多分2月で、皆さん方に議決をいただいたということを受けて、これを運用する形という規程というものに関しては、4月1日を迎えるまでにきちんとした形のものをつくって皆様に御提示するというのでいいのかなというふうにも思っているのですが、そのような動きでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。それですが、スケジュール感のことを少し申し上げておきたいと思います。

○山本委員 委員長、よろしいですか。

○今城委員長 はい、山本委員。

○山本委員 ちょっと今までの議論をした中で、一つ御相談というか、させていただきたいのですが。今、日南町議会におきまして問い合わせが議員のほうからあったのは、個人情報のオンライン結合制限について法施行条例に記載がないということで、どのように取り扱われるのかということがありました。これはもうオンラインで情報を提供するということがこの条例には記載がないということで、これから先どうされま

すかということの問い合わせがありました。日南町議会としましては、執行部の今の考え方とすればオンライン提供の可否ということとは否ということで、オンラインでは提供しませんというのが一応考え方としてはあるそうですが、国の個人情報保護委員会の見解は、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを制限することは許容しないというふうに言われておるそうです。要するに、取扱いを避けちゃ駄目よというふうなことなんだそうでして。ただ、それをするとセキュリティとかいろいろな課題が多いので、どうされますかということだったんですけど。このことについても、もしこちら議会運営委員会のほうで協議していただければと思ひまして。

○**今城委員長** 森岡委員。

○**森岡委員** いいですか。それはね、この施行規程の例の中に出ていまして、個人情報ファイル簿の作成及び公表というところですね。「議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。」ですから、オンラインで、もう当然情報が見られるようにしておかなければいけませんね。

○**今城委員長** 山本委員。

○**山本委員** これに書いてありますか。

○**今城委員長** 森岡委員。

○**森岡委員** いや、ここはね、規程がまだ…。

○**今城委員長** 規程がまだ完全に出来上がっていないところなので、例がね。

○**森岡委員** だけど例としても、そういう規程（例）がもう出ているので。

○**今城委員長** 規程（例）が全国から来ているということですね。連絡が来ているというやつですよ。市議会のほうも、多分、町議会も来ているだろうと思います。

○**森岡委員** 町議会も来ていますよ。

○**今城委員長** ねえ。多分。

○**森岡委員** ただ、ものすごい量の。私ちょっと…。

○**米本委員** 量がよおけあるけん、もらったらいいよ。

○**森岡委員** うちの執行部も最初は条例だけだったんです。だけど規程があるだろうと言ったら、渋々出してきましたけど。

○**米本委員** それはもう境港市はそれで済んだんですか。

○**森岡委員** いや、まだです。まだ条例を策定して、その後に規程か、

もしくは施行規則か政令にしくちやいけないんで。

○米本委員 その規則は議会に諮られるんですか。

○今城委員長 いいえ。

○米本委員 議長ですか。

○森岡委員 議長がつくるのか、いや、恐らく執行部がつくると思うんですけど。

○今城委員長 じゃあ、その取扱い方が。近藤書記長。

○近藤書記長 はい、条例施行規程の件でございますけれども、条例は議決案件でございますが、規程につきましては議決の必要がございますので、議長決裁で作成いたします。以上でございます。

○今城委員長 山本委員。

○山本委員 それは議員に提供されてから決裁されるんじゃないくて、議長さんがそのまま決裁されるんですか。情報提供などがあってから決裁されるのか、それがないまま議長さんが決裁をされるのか。

○今城委員長 近藤書記長。

○近藤書記長 今考えておりますのは、議長の決裁をいただいてから皆様方にお送りしようというふうに考えております。

○山本委員 提供はあるんですか。

○近藤書記長 はい。

○森岡委員 いや、ないとね。

○今城委員長 はい、そうです。本当に困ります。昨日、米子市のほうでも次に条例案というものが見えてきたという、次には規程をきちんとということで、今ほぼ取りかかって、ほぼ決まってきたけれどもそういうことでしたが。その際にも、条例（案）については上程をさせていただいて議決案件ですと。ただ、規程に関しては議長決裁ですということを明確に言うておりまして。議決案件ではないということです、きちっとした成案を、当局とのすり合わせも当然同じ扱いにならないといけない部分も多々出てきますので、した上で議長の決裁によって4月1日から施行されるという運びになるということです。そうしますと議長の決裁がありました後に、このように4月1日から取り扱いますということで皆様にお示しするというのが当然のことではないかなというふうに思っていますので。その辺、そういう何かスケジュール感といいますか、で、させていただくのがいいかなというふうに思っておりますが。そのあたりどうでしょうか。はい、山本委員。

○山本委員 じゃあ米子市も境港市も、これはもうインターネットで提供するという方向で進んでいるということですか。

○今城委員長 森岡委員。

○森岡委員 いや、うちの場合はまだその規程を見ている人は私以外にいないかも知れない。けども、そういう規程が出されるときは恐らく何かの委員会で皆さんで、もむと思います。

○今城委員長 山本委員。

○山本委員 じゃあ駄目っていう可能性もあるんですか。

○今城委員長 森岡委員。

○森岡委員 最初のところのページの、いろいろな、何が個人情報に該当するかというところがすごくもめるんじゃないかなと思っていて。それをその規程の中に例のものを全部盛り込むのか、いや、これはうちはもうどけようやということなのか、それはもう分かんないです。議会の中でも皆で話してみないと。

○今城委員長 山本委員。

○山本委員 かなり難しいところありますよね。

○今城委員長 森岡委員。

○森岡委員 いや、だからさっきも言ったようにね、DNAの塩基の配列まで書いてあるんですよね。そんなものが本当に必要なの？というふうに思えるでしょう。それから例えば健康保険法の保険者番号だとか、船員保険法だとか、全部これ、法律にある情報は入れなさいとなっているんですけれど、本当にこれ全部必要？ということは、やっぱり議会、議員の自分たちのものなので、やっぱりそこはきちんと例によらずに議論したほうが私はいいと思いますね。ですから例えばこれを決めるに当たって議長がって言われたら、やっぱりある程度、議会運営委員会なり皆さんに何回かキャッチボールをしないとね、あんまりよくないんじゃないかなあと思って。ですからさっき言った、私が言ったのはもう全て、後のことをどう考えるかっていうことなんですよ。

○今城委員長 まだ多分、米子市もそうですけど、あと町村としても、まずはこの条例案を成案にした上で、ほぼ3月議会で皆さんのところで議決をするということに今主眼としては走っていて。それに伴って同時進行ちょっと遅れながらですが、その施行規則なり施行規程なりというところに今向かい始めている、もしくはそのものの、こういうふうにしたいですという素案の基になるようなものが、例えば代表者会なり、例えば会派のところなりに示され始めるか、示されているかというような多分スケジュール感ではあるのかなと思います。森岡委員。

○森岡委員 そうですね。ですから、うちは全員にとにかく資料を送りなさいということで送らせましたから。

○今城委員長 大体、多分そういうような感じになるのかなとは思いますが。ということ踏まえまして、そうですね、今の御意見がありました

ので、各市町村の動きというのもちょっとリサーチをしていただいた上で、議長に全て一任して、もうこれでということにするよりも皆さんの目に一度もしくは数度触れさせてもらった上で、議長の最終的な決裁というところがよろしいというふうに皆さんがここでおっしゃるようでしたら、そのようなちょっと非常にタイトなスケジュール感かもしれませんが、少しやり方というのはまた考えさせていただくとして。何かそういうようなことのチャンスをつくるということがよろしいということでしたら、そのように議長にもまた事務局のほうにもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 では、そのような形で取扱いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。ほかに今皆様、議員さん、また委員さんからいただきました意見等の内容についてを今させていただいているところなんですけれども、何かほかもございますでしょうか。この案件に関しまして。はい、森岡委員。

○森岡委員 懲罰規定というのは、条例の中ではありましたかね。

○今城委員長 近藤書記長。

○近藤書記長 はい、あります。53条から罰則規定が。

○今城委員長 53条ですから、2-2のところかというと…。

○近藤書記長 34ページでございます。

○今城委員長 34ページですね。森岡委員。

○森岡委員 いいですか。これは当然規定をしなければいけないんですが、検察とのやり取りっていうんですか、その調整というのはやっておられますか。

○今城委員長 近藤書記長。

○近藤書記長 検察庁とのやり取りということでございますが、事前協議をさせていただいております。今のところ許可が出ております。ただ今後、検察庁には、修正等が入った場合には最終的な案を送るように言われておりますが、やり取りして、もう許可は頂いております。

○今城委員長 はい。ほかにはございますか。では、この件につきましては御意見が落ち着いたと思いますので、今後の、先ほど申し上げましたスケジュール感について皆様に御相談をさせていただきたいと思います。基本的にこのたびのこの条例に関しましては、成案になりましたものをこの議会運営委員会からの発議ということになって、2月22日に上程させていただき、その日に議決という、非常にタイトですがそういうような流れで、そうしまして3月、1か月は各議会がありまして、4月1日に施行という流れになります。そうしますと、この2月22日の

議会を目指しますと、議案送付そのものが２月１５日には皆様のお手元に届くという、こちらは２月１４日には発送させていただくというスケジュール感でございます。

そうしますと、先ほど、一回法務等に確認しなければならないねとおっしゃってくださっていた１７条の２の取扱いについてもですね、これが全てきちっと当局とのすり合わせも全て終わりました、これで成案として上程したいですというものが１４日に皆様の元に、手元に届かせることがちょっともしかしたら難しいかもしれないというような事態になりかねないかなと思っています。というのが、なぜかという、皆様のお手元に届くことは多分できると思うんですけども、それは今日の時点で、全てこれでいきましょう、これで議会運営委員会として上程しましょうという最終合意を図れる文書ではないものですから。そうなりますと、議会運営委員会から出しますということが確約されていないものを議員さん皆さんに送付して、これを議案として出す予定ですよというわけにはちょっとならないなと。で、当局が出してくるこの個人情報保護条例というのも同時に出るんですけども、これに関しては当局が出してくるものですので、あちらが出したものを我々は審議をするという形になりますから、そこは議案として、出していただくことはやぶさかではないわけですが、議案として議会運営委員会から出すということになりますと、成案でこれで上程しますという合意が図れないところがありまして。そうしますと、まず１７条の２をどうするかということが結論できた段階で、議案としてその中に盛り込むか盛り込まないかということも踏まえて、出来上がった段階で皆様にはお送りすると。ただし議案第何号というふうにはもちろんつくれないものですから、その議案第何号というふうに出すためには、２２日の開催前の議会運営委員会で合意形成を図らせていただいて、これで上程しましょうという。それに対する、こういう文面になりましたというものは、事前にももちろん出来上がった段階でお送りすることはできるんですけども、スケジュール感としては２２日の開会前の議会運営委員会で皆様に、これでいいですよ、これで上程しましょう、というふうに合意していただかないと、これは条例として上程できないなというふうに思っております。その場合は議案として、もしかすると、もしかするということよりも、もう多分そのようなことになると思うんですけど、追加議案として議会運営委員会からの合意が図られて、これで上程しましょうと決まった段階で、追加議案として上程するというような動きになるというのが今のスケジュール感の考え方というか、なんです。ということ踏まえまして、これのスケジュール感として、議案としては追加議案になる可能性が大きいという

ことを踏まえて、２２日の開会前に成案を皆さんに御検討いただいて、合意をしていただいた上で上程するという形になるのかなというふうに思っていますが、それで皆さんよろしいでしょうかという御相談でございます。

○今城委員長 はい、奥岩委員。

○奥岩委員 ４月１日施行があるので多分追加議案というようなスケジュールのお話だったと思うんですけど、懸念事項があったりとか、検討事項をゆっくり進めたほうがいいようであれば、特に４月１日施行にこだわらずに審査するのもありかなとは思ったんですが、いかがなんでしょうか。

○今城委員長 それはスケジュール的な問題、当局とのすり合わせ、そごがないという形を考えました上で、当局的にはいかがですか。

○今城委員長 板井書記。

○板井書記 今回のものはですね、国の法律が４月１日施行でございますので、そこから、これまで条例で定めておったものが国の法律によって議会が外れたというところがございますので、４月１日の時点でこの条例がないというのは非常に困るというところがございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○今城委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 分かりました。法施行に合わせてっていうことですので、それで恐らく各自治体さんも同様にされていると思うんですけど。であれば、先ほど委員長がおっしゃったように、タイトではあるんですけど、スケジュールを何とか皆さんとやりくりしていただいて進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○今城委員長 では、よろしいでしょうか、皆様。私もこの件を米子市のほうで扱い始めたところで、もう少しスケジュール感をしっかり持っていれば、皆さんに御迷惑をかけなくてもよかったのかなと思ったりしますが、この期に及んで申し訳ありません。取りあえず本議会の定例会が２月に持つしかないですね。各議会が、３月議会があるということを踏まえますと。大変申し訳ありません。皆さんに御苦労をおかけいたしますが、そのように事務方にも手配をして準備させますので、よろしくお願いをいたします。では、この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 では、そのほかに。協議事項の（２）その他を議題にしたいと思います。まず、私のほうから皆様にその他の案件といたしまして、先日１月３０日の議会運営委員会の際に山本委員さんから御意見を２点頂戴をいたしました。その次回の委員会の際に、また検討とい

うか協議をさせていただければというお話をさせていただいております。
1点目は、議会の採決の方法についてということ。また2点目は、議会運営委員会を開催日の当日にするのではなくて事前に行ってはどうかという、この件についてでございます。そのときに山本委員さんがおっしゃってくださいましたものを事務方で文書化させていただいておりますが、それは皆様のお手元のほうにありますでしょうか。

○近藤書記長 いいえ。

○今城委員長 ないかな。

○近藤書記長 資料としてはお配りしておりません。

○今城委員長 ないですかね。どうしょう。コピーできますか。少しコピーしていただくと。ごめんなさいね。すいません。少しお待ちくださいませ。

午後 3 時 0 6 分 休 憩

午後 3 時 1 1 分 再 開

○今城委員長 議会運営委員会を再開いたします。1月30日にですね、山本委員さんから御意見を頂戴いたしました2点について、議会運営委員会として、まず採決の方法と開催日程についてということでちょっとだけまとめてもらいました。ざっくりとしたまとめ方ですので、意を尽くしてないようなまとめ方をさせていただいておりますので、山本委員さんから、もし御説明なり御意見なりということを少しあるようでしたら、この御提案いただきました2点についてお話いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。山本委員。

○山本委員 すみません。先日も申し上げましたように、西部の町村議会議長会の中での意見でございました、表決をされておるところは、西部の7町村のうちの4つです。で、簡易採決をやっておられるところが3町村だったと思っておりまして、それぞれの議会の文化というか、考え方であろうかと思えます。日南町の場合は簡易採決をやっておりますので、そのときいただいた意見で、ああ、そうなんですね、ということでしたけれども、この意見を言っていたいただいた議長さんはですね、はっきり具体的にものを言ったほうが早いと思えますので、11月の定例会ですかね、あったときに、工事請負契約の議案の表記の仕方が、ちょっとおかしいんじゃないかということで、委員会が違ったので本議会で質疑をされたんですよ。それで、結果的に質疑はされましたけど、討論をされずに本会議の中で簡易採決でこういうことになったということで。自分としては賛成、反対をはっきりしたいということがあったので。米

子市とか境港市や、市部ですと大きな議案が上程されるということで大変だと思うけれども、西部広域行政管理組合はそんなに案件はないので、1つずつ本来起立による採決をしていただきたいということで、議案1つ1つに賛成、反対の意思を表明したいということがメインの意見でございました。で、4つの議会がそういうふうにされておるということもあるので、そりゃそうだということで、議会運営委員会で諮っていただきたいということでございました。それともう1つの…。2つ言ってもいいですか。

○今城委員長 どうでしょうか。まず1つだけ。はい、お願いして。

○山本委員 いいですか。1つずつまあ、そういう形でございましたのでね。

○今城委員長 はい、承知いたしました。それでですね、これにつきましては、山本委員さんからも今皆さんにおっしゃってくださった詳細を伺ったところです。今皆様のお手元にコピーをさせていただきましたものといいますが、皆様にも非常に御苦勞をおかけいたしまして、何とか成案になりました鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則、で皆様のところには、すごく分厚い冊子の中でお示しもし、あと成案になりまして議決されました後にも、皆様のお手元にも届いているものであると思っています。この中でですね、まず1つ目のところなんですけれども、222ページになっておりますところの105条のところから、ちょっとこの会議規則をするのに携わった者でもありますので、ちょっと確認を一つずつさせていただきたいと思っています。ここは基本的には委員会の在り方というか、委員会の運営の仕方と運用の仕方みたいなところがずっと出ているところなんですけど、この106条のところから表決についてのことがあります。「起立又は挙手による表決」というふうになっているところが、まずこれは委員会ですので、「委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。」っていうふうになっていて。それが難しいときには、次のページで「出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。」という。その場合は表決の仕方、投票の仕方っていうものはずっと、出る出てきています。それで今おっしゃってくださった、表決についてっていうときは「起立又は挙手による表決」というのがまず、委員会でも第1番目に出てきているところではあります。その後、111条のところ「簡易表決」というところの条項を当組合議会でも会議規則として定めていまして、「委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、委

員長は、可決の旨を宣告する。」いわゆる簡易採決で、「御異議ございませんか」というところに、「異議なし」ということになれば、可決の旨を宣告するというふうになっています。で、「ただし」のところで、「委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときには、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。」ということになっていますので。じゃあ、どうやってこの異議があるかないかを示すかということになると、これは運営の形からいうと、討論が当然表決についてはありますので、討論はあるかないかということを委員長も諮りますので、そのところで、委員会としては表決に対する異論がある、もしくは賛成も含めてなんですが、討論をしていただくというところが必要というか、そういう場がある。それによって私はこれに対しては反対だよという委員さん、委員会の中で委員さんがおられた場合は、当然1人以上の反対があるということが理解できるわけなので、委員長は、起立または挙手で諮らなければならないということになっているということが会議の規則になっているところです。

その後、先ほど山本委員さんがおっしゃってくださったような、私はこの委員会じゃないんだけど、最終的にはこれにもの申したいんですということになれば、どこの場所でするのかっていうと、委員長の報告があった後の委員長への質疑、先ほどおっしゃってくださったところは多分その場だと思うんですけど。委員長に対して質疑がずっとあった上で、討論が行われるその場で自分の意思をしっかりと、この案件に対しては反対なんだとか、賛成なんだということをきちっとそこで示していただいた上で、それによって何もなければ議長も簡易な…。ごめんなさい、最初に言わないといけなかったんですけど。次に121条のところで「簡易表決」というのが出てきていまして。議長も異議がない場合は可決の旨を宣告するっていうふうに書いてありますので。ただし、宣告に対して議員から異議があるときには、起立の方法で表決を採らなければいけないというふうに書いてありますので、となると、その意思をどこで示されるのかっていうと、委員さんの中では、委員会でまず示していただく。そこで示していただいても、賛成が多数であったということになれば、その次の本会議のところでも、委員さんの中でも討論していただけるということは当然ありますし、委員外の方でも質疑を行っていただいた上で、意思をきちっと討論として示していただくというチャンスが二度、まあ言ってみれば二度ある。委員外の方でしたら一度は必ずある。というところを踏まえて、その討論をしたという、まあ反対であるということを示されているとすれば、委員会が賛成だということを前提になんですけど。そういうところで示された以上は、議長は諮

らなければいけないという。起立の方法で表決を採らなければならないというふうに規定しているので、その規定をきちっと運用するということを踏まえると、先ほどおっしゃっていた、1件1件全てにおいて起立採決をしなければならないんじゃないかという規定を、ではなくても、簡易採決でもいいですよという規定がそのまま残っているんです。

ということをまず踏まえた上で、ただし、先ほどおっしゃってくださったように、案件自体が30も40も議会で議決しなければならないわけではないということを踏まえると、全てにおいて簡易採決ではなく、起立採決をするべきじゃないか。例えば討論として反対意見が全くなくても起立採決をするべきだということを、そもそも採決、表決はそういうふうにするべきだということを、まず前提に言っておるわけですからねというところを、皆さんがそこを採って、そうしましょうということを経営委員会との申し合わせということになれば、そこを議長とも相談していくということになるのかなというふうに思っています。ただし、ここで言うところの案件が少ないから多いからってということではなくて、皆さんの意思をどう酌むのかっていう在り方というところを考えていったときに、必ずそこは必要だから採決を起立で採るべきだということと、皆さんが事前にそういう委員会とかでも、また本会議でも示されている以上は、簡易採決というやり方を認めている以上、会議規則としてある以上は、それを使うのはいいんじゃないですかということで、ここで決めるかどうかっていうことなのかなと思っています。ただし、この件について議長・副議長に御意見を頂戴しようと思っても、今日はいらっしゃらないものですから。という会議規則は会議規則としてありますというところを踏まえた上でどうしようかっていうのを、一度持ち帰っていただくということがいいのか、それとももう今日ここで決めてしまって、議長・副議長に御相談するっていう方向がいいのか、そこについてもちょっと御相談をさせていただければと思っています。奥岩委員。

○奥岩委員 すみません。そもそもの話で申し訳ないです。前回の議会運営委員会の際に、山本委員さんのほうから2点御提案いただきまして、今日も御説明、委員さんと委員長さんのほうからあったんですけど、この2点については委員会で検討事項で協議していくっていう形よろしいですかね。今、持ち帰りの話が出たので、ちょっとその前段階で確認なんですけれども。

○今城委員長 前段階でね。はい。山本委員。

○山本委員 持ち帰りというのはどういうことですか。

○今城委員長 今、奥岩委員さんがおっしゃってくださったのはそもそも論として、この提案いただいたものについて議会運営委員会として検

討しますか、しませんか、というところを一回諮ったほうがいいんじゃないでしょうかという御意見というふうに承っていいんですかね。まず、そこから決めた上で、するということでしたら持ち帰りということではないでしょうかという話でいいのかなという、そういうご意見です。

では、皆さんの御意見を少し頂戴できれば。はい、奥岩委員。

○奥岩委員 私が聞いておいて何なんですけど。御提案いただきましたので、2点、採決方法と議会運営委員会の開催日程につきまして協議することに関しましてはやぶさかではございませんし、それによって組合議会が発展するのであれば、ぜひぜひしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○今城委員長 ほかに、皆さん御意見を頂戴できれば。はい、森岡委員。

○森岡委員 会議規則を見るとね、起立か挙手かっていうことができるようになっていきますので、せっかく御提案いただいていることもあるし、町村議会のほうでそういうふうな御意見が多かったということなので、これに対してはしっかり我々がきちんと話をして、議会運営委員会としては各委員長さんに、こうこうこうしてくださいねっていうことが言えると思います。それともう一つは、この議会が1日じゃないですか。で、委員会がね、最初に説明を受けて何日かたって、そのときに意思表示というふうになればね、また別の考え方もできるでしょうし。1日で即決というふうな形が多いので、できればそこで何らかの意思表示を示したいとか、示すべきじゃないかっていう考え方には私は賛同したいなと思います。まあ、議案数が少ないのは理由にはなりませんけれども、立ったり座ったり、もしくは手を挙げたり挙げなかったりすることは、見ている方々や傍聴されている方々にしてみれば、あの人はこうなんだねっていうことは分かりやすいかなというふうに思っています。

○今城委員長 せっかくですから、米本委員さん。

○米本委員 私も、ちょっとした意思、態度を表明したほうが、やはり傍聴された方なんかも分かりやすいと思うんですよ。それは立たなくても挙手だけでもいいと思うんですよ。そうすれば、ああ、どなたが賛成されたっていうことはしっかり見ていただけるというふうに思いますし。その口述で言われる内容的にもそんなに長くなりませんからね、挙手でしたら。それで私はいんじゃないかなというふうに思うんですが。ただ、一つあるのは、一応会議規則としてはそう書いてあるんで。そのところをどう判断するかということになってくると思うんですけども。

○今城委員長 そうですね、はい。山本委員。

○山本委員 自分のところは簡易表決をしておってですね、こう申し上げるのも何なんですけれど、このことは議員必携を見ると、原則はやっ

ぱり起立採決っていうのが大原則であるとありますので、できれば個々の意思表示をはっきりしたほうがいいかなっていうふうに思っております。

○今城委員長 はい、承知しました。奥岩委員さんは議論をするというところに関しての先ほどお話だったものですから。今の1の採決方法についてというところでも何か御意見がありますか。それとも持ち帰りっていうことで。はい、奥岩委員。

○奥岩委員 協議には入らせていただくのは賛成です。もし可能であれば、お時間いただけるようであれば、持ち帰りでほかの米子市の議員さんにも確認を取っていきたいと思います。本日、議長もいらっしゃらないので、可能でしたら後日のほうがよろしいかなと思いますので、お願いします。

○今城委員長 はい、分かりました。そうしましたら、持ち帰りという御意見がありましたので、大変申し訳ありませんがこの点については、お三人の委員さんからは基本が起立で採決する、意思を表すというところだ、ということをおっしゃってくださっているということ踏まえて、持ち帰りで一度、もしくは町村議会議長さんのところでももしお話になる機会があるとすれば、町村のほうではされていないところ、いわゆる全員が起立等でされているというところは4の、簡易採決を採っていらっしゃるというところは3だというような話を今伺いましたので。それぞれがどのようなお話、お考えなのかっていうところも少しはあるかなと思いますし。ただ、その段階で一つ皆さんで確認をしていただきたいのが、異論がある、異議がある、もしくは討論等で意思を示されたという場合は、当然起立で表決するというのは当然のことだと思うんですけど、全く異論がなかったというところでも全員が起立するというところでの意思表示をするのかしないのか、というところもちよっと一つ皆さんからの意見として集約していただければありがたいなというふうに思いますので。その御意見をここで決めるのか決めないのかということも踏まえて、こういう意見だということを出して、議長・副議長と御相談した上でしたいと思いますので。その上で、議長・副議長と御相談した案としてこういうふうな運用の仕方をしていきたいということ、一度ここで諮らせていただくという形にしたいと思いますので。よろしいですかね。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 それと2点目のところですが、議会運営委員会の開催日程についてというところで、当日の開催ではなく事前にという別日程ということをおっしゃってくださっておりました。2点目については。現

実的には、とても各議会お忙しい議長さんに2日、3日集まっていたくという日程が取れないということを踏まえてのこれまでのそういう扱いだったと思うんですけれども。今の開催の仕方ということで非常に不具合があるとかいうようなことがあるのかどうなのかということ、ちょっとお聞かせいただいております。はい、山本委員。

○山本委員 これもまた西部町村議会議長会での意見でございます。多分、各町村議会の中でも議会運営委員会がありまして。当日っていうのは多分なくて、事前に議会運営委員会を開かれて、その議案に対して執行部のほうから説明を受けているというイメージで多分この前の西部町村議会議長会ではおっしゃったと思います。ただ、そんなに長い議会運営委員会を経験していなくて、こちらの。うん、そうですね、というふうには聞きましたけれど、やはり定例会のような多くの議案があるときには、事前に議会運営委員会を開かれたほうがいいかなという気は個人的にはしておりますし。ただ、私一番遠くから来ますので、行きに1時間、帰りに1時間、会議が5分というのはつらいというのが非常にありまして。一つの案といいますか、これも個人的な考え方ですけども、オンラインも利用されてはどうかなっていう気も。この前何か一般質問もオンラインでできるっていうような報道もありましたので。コロナでいろいろな、全然出席できないとかいうところもあって、オンラインを利用するっていうことも一つの案じゃないかなとは思ったりはします。ある程度効率的な運営を図っていただければと思ったりしております。意見とすれば、多分各議会の中のそういう今までの例として議会運営委員会は前日といいますかね、事前にあったということが根底にあると思っています。

○今城委員長 今、山本委員さんの御意見等について、委員さんのほうで何かありましたら。森岡委員。

○森岡委員 お気持ちはよく分かります。

○今城委員長 本当にそうですよ。はい、承知しました。はい、奥岩委員さん。

○奥岩委員 これ議会運営委員会に限らずですね、会期日程等も当然長いほうが我々も審査しやすいっていうのがあると思いますし、冒頭、委員長からお話もありましたとおり、現実的にただ我々、それぞれの市町村のほうの議会に出ておりますので、それがどこまでできるのか。議会側のほうもそうですし、あとは管理者側のほうもそうです。そのところを含めまして、現状がいいのか、今まあオンラインもっていうようなお話もありましたけど、そういった方向も含めまして、別の形で新

しいのができるのかっていうのを、少し時間をかけながら検討したらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○今城委員長 はい、よろしいですか。皆さんいかがでしょうか。山本委員。

○山本委員 そうしていただきたいと思います。

○今城委員長 はい。では、事務局のほうですね、実際問題、今後も各議会の議長さんたちの日程を踏まえて、4月以降の閉会中の委員会の日程等を詰めないといけない時期がそろそろ来ると言うんですけれども、発表しないといけませんしね。その時期を考えたときに、その臨時会も含めて今の形の議会運営委員会を当日の事前に行うという以外に、それよりも事前に、日程的に取るというようなことが可能かどうかっていうのが。日程を取ろうと思ったら取れないことはないと思うんですけれども、そういう事態が事実上どうなのかということを、ちょっと各議会事務局ともすり合わせを少ししていただくのがいいかなとも思ったりします。多忙な日程を抱えていらっしゃる議長さんたちですのでね。それと、もしかしたらなんですけれども、各そういう御意見があったところで、もしかすると開催前でやっている議会運営委員会に議案説明があつとるのではないかというふうに思っただけかもしれないかなとは思いますが、本日の議会の運営日程だけをざっくりとお話をして、それを確認していただくということがメインの議会運営委員会で、その場でいわゆる議案説明として議会運営委員会とかということはないですよ。実際問題は、上程そのものはその日に上程するので、各議会もその日が上程日なので、それに対する質疑等は行わないということが慣例としてというか、当たり前のことで。ただ、事前に皆さんにお知らせするために、今度の議会にはこういうものを上程しますよというような事前のお知らせをさせてもらうための全員協議会なり議会運営委員会なりというところでしているでしょうけれども、各議会では。分量的にも多いってことも踏まえてなんです。本議会、組合議会にとってみると、本日の日程を確認するというだけで、内容説明は一切ないという状況だということも、各その他の委員さんじゃない議員さんたちが認識してくださっている上で、事前に知らせたほうがいいっていうふうにおっしゃっているのか、もしそういうふうにおっしゃっていたとして、事前にするから自分たちも議会運営委員会のメンバーじゃないけど、そこで説明等をされるんだったらそこに来たいわ、内容をしっかり聞きたいだな、っていうような話であるということになると、会議規則としてどういうふうに運用するのかっていうところから変えていかないといけない可能性もあるのかもしれんと思ったりもします。

何日に、上程に関してはその日なんですけれども、何日前には送付しますっていうのが、今1週間前に。だからこそ議案を早く送付して、皆さんに見ていただいて検討していただいて、もし疑問があるとすれば、通告なり問合わせなりをしてくださいね、ということをしている今の在り方とかやり方とは違う形にするということについてのことを少し提案してくださったり思ってくださいっているような議員さんたちが、どういうふうに考えていらっしゃるのかなっていうところもちょうとだけお聞きしておかないとちょっと。認識が違った上で、違う日にせえっていうのが正しいかどうかというところと、先ほどおっしゃってくださいったそのオンラインでするっていう部分に関しても、多分それは会議規則を変えないといけなくなる。変えるというというか、それに盛り込んでいかないと、規則にないものをやりますっていうことが果たしてできるかどうかっていうところにもかかってくるかなというふうに思いますので。ちょっとお時間をかけないと。いくつかやっぱり検討し、調査をしなければならぬ点が出てくるのではないかなというふうに思っていますので。その辺のこと、今皆さんがおっしゃってくださいった内容をちょっと整理させますので、その後ちょっと時間をいただきながら検討できればというふうに思いますので。よろしいでしょうか。

では、今2点、皆さんに御検討いただきました点については、これでスケジュール感も含めて、このような形でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議事項については以上でございますが、皆様から何かほかにございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 それでは、皆様からほかにないようですので、事務局からは何かございますか。

〔「ございません」と声あり〕

~~~~~

### 3 閉 会

**○今城委員長** では、ほかにないということですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会させていただきます。

午後3時40分閉会

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

今 城 雅 子